

平成 31 年 3 月 19 日 (火曜日)

○出席議員 (11 名)

議 長	恩 道 正 博 君	8 番	北 川 悦 子 君
1 番	米 田 一 香 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
5 番	生 田 勇 人 君	11 番	中 川 達 君
6 番	川 口 正 己 君	12 番	南 守 雄 君
7 番	藤 井 良 信 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 長	北 野 享 君
副 町 長	中 山 隆 志 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)	橋 本 良 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	上 出 勝 浩 君
総 務 部 長	長 谷 川 徹 君	町 民 福 祉 部 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町 民 福 祉 部 長	瀬 戸 博 行 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (住 民 ・ 子 育 て 支 援 ・ 環 境 担 当)	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都 市 整 備 部 長	田 中 義 勝 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企 画 ・ 地 域 振 興 担 当)	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	上 前 浩 和 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	上 出 功 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	高 橋 均 君
消 防 本 部 消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 担 当 課 長 (水 道 担 当)	山 田 卓 矢 君
総 務 部 総 務 課 長	中 川 裕 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 林 優 治 君
総 務 部 財 政 課 長	宮 本 義 治 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	堀 川 竜 一 君
総 務 部 税 務 課 長	出 嶋 剛 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	助 田 有 二 君
総 務 部 税 務 課 担 当 課 長 兼 総 合 収 納 室 長	神 農 孝 夫 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 担 当 課 長 兼 図 書 館 長	中 居 洋 人 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君
町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長	高 平 紀 子 君	消 防 本 部 消 防 署 長	重 島 康 人 君

の説明員一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、公の施設の指定管理者監査及び定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第25号平成30年度内灘町一般会計補正予算(第8号)から議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの4議案を議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第3号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号 平成30年度内灘町一般会計補正予算(第8号)につきましては、今日5日に議案第5号平成30年度内灘町一般会計補正予算(第7号)を提案いたしました後に、国から交付金の内示があったことなどに伴いまして、歳入歳出それぞれ2億8,047万円を増額し、歳入歳出予算の総額を105億9,514万3,000円とするほか、地方債及び繰越明許費の補正を計上するものでございます。

補正の内容といたしましては、民生費では、

国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して実施する認知症高齢者グループホームの非常用自家発電設備の整備に係る介護施設整備事業補助金を計上いたしました。

商工費では、国の地方創生拠点整備等の交付金の内示を受け、(仮称)産業支援センター建設に係る工事費などを計上いたしました。

また、教育費において、訴訟に係る弁護士謝礼及び賠償金を計上いたしました。

議案第26号 内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律並びに県及び県内他市町の旅費条例に準じて、車賃、宿泊料及び食卓料の額を変更するとともに、日当を追加するものでございます。

議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解につきましては、本町の元嘱託職員の未払残業代等請求事件につきまして、損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることにつきましては、今日31日をもって任期が満了いたします現委員の森下康平氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。何とぞ適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明は終わりました。



○質 疑

○議長【恩道正博君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○議案の委員会付託

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 25 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 27 号損害賠償の額の決定及び和解についてまでの 3 議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号から議案第 27 号までの 3 議案は、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○休 憩

○議長【恩道正博君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 07 分休憩

○再 開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

○議案一括上程

○議長【恩道正博君】 日程第 2、去る 3 月 7 日、各常任委員会に付託いたしました議案第 5 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 24 号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 20 議案並びに先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第 25 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 8 号）から議案第 27 号損害賠償の額の決定及び和解についてまでの 3 議案及び新規に提出されました請願第 19 号主要農作

物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願、請願第 20 号主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願書を一括して議題といたします。

○常任委員長報告

○議長【恩道正博君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 平成 31 年内灘町議会 3 月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 5 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出 1 款議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税费、5 項統計調査費、4 款衛生費 3 項上水道費、6 款農林水産業費 1 項農業費、7 款商工費 1 項商工費、8 款土木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、3 項都市計画費、9 款消防費 1 項消防費、13 款諸支出金、2 項基金費の各款項並びに第 2 条地方債の補正、第 3 条繰越明許費の補正、6 款農林水産業費 1 項農業費、7 款商工費 1 項商工費、8 款土木費 2 項道路橋りょう費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 6 号平成 30 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 7 号平成 30 年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 10 号平成 30 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 2 号）の 3 議案については、いずれも妥当と認め、

原案を可とすることに決しました。

議案第 11 号平成 31 年度内灘町一般会計予算第 1 条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出 1 款議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税費、4 項選挙費、5 項統計調査費、6 項監査委員費、5 款労働費 1 項労働諸費、6 款農林水産業費 1 項農業費、2 項林業費、3 項水産業費、7 款商工費 1 項商工費、8 款土木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、3 項都市計画費、4 項住宅費、9 款消防費 1 項消防費、11 款災害復旧費 1 項公共施設公用施設災害復旧費、12 款公債費 1 項公債費、13 款諸支出金 1 項普通財産取得費、2 項基金費、14 款予備費 1 項予備費の各款項並びに第 2 条地方債、第 3 条一時借入金、第 4 条歳出予算の流用については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第 12 号平成 31 年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第 13 号平成 31 年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第 17 号平成 31 年度内灘町水道事業会計予算の 3 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 18 号内灘町部制条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての 3 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 25 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出 7 款商工費 1 項商工費、第 2 条地方債の補正、第 3 条繰越明許費の補正、7 款商工費 1 項商工費については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

なお、（仮称）内灘町産業支援センターの整備に当たり、現在、遊休施設となっている

施設の活用方針を早期に策定の上、議会に示すよう申し添えます。

議案第 26 号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第 19 号主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

請願第 20 号主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願書については、採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成 31 年 3 月 19 日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【恩道正博君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成 31 年内灘町議会 3 月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 5 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出 2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、7 項交通安全対策費、3 款民生費 1 項社会福祉費、2 項児童福祉費、4 款衛生費 1 項保健衛生費、10 款教育費 1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費、5 項保健体育費の各款項並びに第 3 条繰越明許費の補正、10 款教育費 4 項社会教育費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

も考えなければなりません。町の将来に大きなツケを残し、町民、住民の負担増やサービスの低下につながる、そんな危険性があります。

さらに、追加議案第 25 号 2018 年度補正予算、（仮称）産業支援センター整備事業 2 億 7,351 万 3,000 円も、本当に必要なものなのか疑問であり、反対をいたします。

この整備事業は、この間、議会から町に対して再三求めてきた町の遊休施設の活用について明確な計画が示されていない中での予算であります。とりわけ、旧消防署跡地への検討が必要であるというふうに考えるわけでございます。

さらに、現在の商工会館は、補助金の関係があり、すぐに取り壊すことができないというふうに聞いております。地方債に加えて、維持管理費用がかさんでくることは間違いありません。無駄な箱物建設事業をやめ、事業の推進の前に遊休施設の有効活用計画をきちっと示すべきであります。遊休施設の有効活用を図ることによって、十分対応できるものというふうに思うわけでございます。

条例では、議案第 28 号内灘町国民健康保険税の一部を改正に反対をします。

ご存じのとおり、国保の大半を占める年金者の暮らしは、消費税が 10%に引き上げられようとしており、その生活は大変な状況にあるわけでございます。目に見えるハード事業ばかりを重視するのではなく、本当に生活に困っている町民に目線を合わせ、町民の暮らしを優先するべきであるというふうに考えるわけでございます。

一般財源からの国保税への法定外繰り入れも含め検討し、今後、基金への積み立てなど抜本的対策が必要だというふうに考えます。国保税税率引き上げの改定を行うべきではありません。ハードからソフトへ事業の組みかえ、財政の予算の組み替えが必要であるというふうに考えます。そんな立場から、この 2018

年度補正予算並びに 2019 年度予算について不採択とし、組み替えを訴え、私の反対討論といたします。

議員の皆さんのご賛同をぜひともお願いを申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長【恩道正博君】 ほかに討論ありませんか。

8 番、北川悦子議員。

〔8 番 北川悦子君 登壇〕

○8 番【北川悦子君】 議席番号 8 番、北川悦子です。

議案第 20 号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。

今年度の税率は、29 年度分返還金とこれまでの赤字解消額を加味しない納付金額に対応する必要最小限度の税率改正を行うものとして、1 人当たりの調定額の改定率、平均 2.52%、世帯当たり 0.27%の増額改定となっていますが、国民健康保険は年金生活者、非正規の労働者の多くが加入し、所得の低い人が多い。1 人当たりの保険税は中小企業の労働者が加入する協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍にもなっています。全国知事会もこうした問題を解決するために 1 兆円の公費投入で思い切った国保の引き下げを国に求めています。

これまで町は毎年税率が引き上げられてきています。国保が高過ぎる、何とかならないかが町民の声です。基金もなく、累積赤字を抱えている内灘町、しかし皆さんがやがて加入する国保です。税の公平性で一般財源から繰り入れはできないではなく、繰り入れて毎年の税率引き上げを抑えることが必要ではないでしょうか。

税率の引き上げに反対いたします。皆様の賛同をよろしくをお願いをいたします。

○議長【恩道正博君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 15 号から議案第 17 号までの 3 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 18 号内灘町部制条例の一部を改正する条例について、議案第 19 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 18 号及び議案第 19 号の 2 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 20 号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 21 号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第 22 号内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について、議案第 23 号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての 4 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 21 号から議案第 24 号までの 4 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 25 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第 26 号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号損害賠償の額の決定及び和解についての 2 議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 26 号及び議案第 27 号の 2 議案は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、今 3 月会議までに受理しました請願を採決いたします。

請願第 19 号主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、請願第 19 号は継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【恩道正博君】 次に、請願第 20 号主要農作物種子法廃止に伴い、日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、請願第 20 号は採択することに決定いたしました。

○休 憩

○議長【恩道正博君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 52 分休憩

午後 4 時 15 分再開

○再 開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 追加日程第 1、議会議案第 1 号主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定

を求める意見書の提出についてを議題といたします。

○提案理由・質疑・討論の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第 1 号は提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第 1 号主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議会議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

○議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第 3、議案第 28 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

○討論・委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 28 号については、人事に関する案件につき、討論・委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 28 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第 28 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【恩道正博君】 以上で 3 月会議に付議された議件は、全部議了いたしました。

平成 31 年内灘町議会 3 月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、3 月 5 日以来、15 日間にわたり熱心にご審議を賜り、本日の最終日を迎えましたことに対しまして、議長として厚くお礼を申し上げます。

平成の時代も残すところあと 1 カ月余りとなりますが、時を同じく、我々議員の任期も終わりに近づいており、瞬く間の 4 年間でありました。

平成の時代を振り返りますと、議会活動においてさまざまな改革を行ってきたところで

あります。

議会費の経費削減に取り組む一方で、迅速で効率的な議会運営を目的に、タブレットパソコンを導入したほか、活発な議会活動を推進するため、常任委員会と全員協議会の毎月開催、さらに通年議会を取り入れるなどの改革が行われたところであります。

また、議員定数では、昭和 42 年以降の定数 18 名から、二度にわたる定数削減により、平成 27 年 5 月からは 13 名となりました。

来たる 4 月は、統一地方選挙が行われます。議員各位におかれましては、新しい時代を迎えるに当たり、なお一層、内灘町の発展と町民の福祉の向上を目指し、議員としての責務と使命を果たすため、再び議会の場に立たれますようご健闘を心からお祈り申し上げる次第であります。

結びに当たりまして、川口町長初め、町執行部におかれましては、本町の住民福祉の向上と町勢の発展のため、一層のご努力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成 31 年内灘町議会 3 月会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 21 分閉会